

第 11 章 保存管理と活用指針

これまで提示してきた保存活用計画の方針について、今後どのように実施するのか、短期と中・長期に分けて示す。

第 1 節 短期計画【令和 7 年度（2025）～令和 11 年度（2029）】

I. 保存管理

- (1) 遺構の保存管理 土塁や復元遺構等の点検チェックリストを作り、定期的な巡視により毀損等の被害が生じないように注意する。
- (2) 日常管理 安全で快適な見学環境を維持するため、定期的の下草刈り等を実施する。併せて古木化・老木化している樹木の点検やハチ等の害虫対策を計画的に実施する。
- (3) その他 史跡内に共存する宗教法人常楽寺の宗教活動に配慮し、境内地の管理や現状変更等については適切な助言・指導を行う。また、史跡整備完了後に史跡公園の完成式典を実施する。

II. 活用指針

- (1) 普及啓発 河越館跡の現地説明会や歴史講座を通じて普及啓発に努める。また、これまで 11 月頃に開催されてきた河越流鏑馬を当面の間継続し、広場空間を活かした活用を推進する。
- (2) 情報発信手段 川越市ホームページや SNS の活用、川越市立博物館と連携した展示等を企画する。

III. 調査研究

第 2 期整備基本計画策定に向け、過去の発掘調査成果を改めて検討し、整備につなげる。また、河越館跡と同時期の遺跡や他史跡の整備事例等、情報収集に努める。

IV. 整備

- (1) 保存活用計画 令和 6 年度策定。概ね 3 年ごとに保存活用計画の見直しを行う。
- (2) 第 2 期整備基本計画 令和 7 年度から令和 9 年度にかけて、第 2 期整備の基本計画を検討・策定する。
- (3) 第 2 期整備基本設計 基本計画策定後、令和 10 年度に第 2 期整備基本設計を検討・

策定する。

- (4) 第 2 期整備実施設計 基本設計を受け、令和 11 年度に実施設計を行う。
- (5) その他 第 1 期整備範囲を中心に、老朽化・破損した施設・設備（復元遺構を含む）について、具体的な取組を行う。

V. 運営体制

- (1) 川越市 文化財保護課が担当課として史跡整備事業を推進する。文化財以外の専門的な事項については関係機関の助言・指導を仰ぐ。また、活用拠点施設の整備・設置について、そして供用開始後の史跡の管理体制について庁内で検討する。情報発信・普及啓発については、観光課・博物館等と連携する。
- (2) 河越館跡整備検討委員会 第 2 期整備の整備基本計画及び基本設計の内容について検討する。年 1 回以上開催する。整備終了後の委員会の存続や位置づけ等については、整備終了までに方向性を検討する。
- (3) 文化庁・埼玉県 河越館跡の保存・活用・整備について、必要な助言・指導を行う。
- (4) 市民参画の推進とサポーターの育成 市民参画の推進、サポーターの育成について、関係機関と協力して推進する。

第 2 節 中・長期計画【令和 12 年度（2030）～令和 21 年度（2039）】

短期計画で挙げた事業の継続及び発展的な実施を行う。整備については第 2 期整備工事を実施する予定だが、第 1 期整備範囲との整合性を担保しつつ、第 1 期整備成果の振り返りの結果を反映させた整備を行う。整備が終了し供用開始した後は、川越市が適切に保存・管理し、郷土の新たな宝として整備地を積極的に生かした活用事業を展開し、魅力を伝えていく。

第 3 節 進捗管理

本計画の推進と実現に向けて検討した事項の実施及び達成状況把握のため、第 11-1 表でまとめた実施計画の達成度及び課題について、概ね 3 年ごとに第 11-2 表の項目について点検する。なお、点検結果については河越館跡整備検討委員会及び文化庁・埼玉県等の関係機関と協議・検討を行い、今後の計画の見直しに反映させる。

第 11-1 表 施策の実施計画

区分	施策	短期					中期					長期				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)	令和20年度 (2038)	令和21年度 (2039)
保存 管理	遺構の保存管理	点検・エレクトロネットの作成・点検実施								史跡公園管理方針を策定し 日常管理へと移行						
	日常管理	下草刈り・樹木点検・害虫対策					整備 工事		史跡公園管理方針を策定し 日常管理を実施							
	その他	常楽寺境内地の管理について助言・指導							★史跡公園完成式典							
活用	普及啓発	歴史講座	現地説明会	歴史講座	現地説明会	歴史講座			歴史講座と現地説明会を隔年開催							
	情報発信	ホームページ・SNS（随時更新）					工事情報発信	★博物館展・シンポジウム								
調査 研究	調査成果検討	整備につながる情報収集等							史跡の活用につながる調査研究							
	保存活用計画															
	第2期整備基本 計画															
	第2期整備基本 設計															
	第2期整備実施 設計															
	整備工事															
	活用拠点施設 整備報告書	片内調整（活用拠点施設の整備・設置等）														
運営 体制	川越市	片内調整（整備条件、供用開始後の管理体制等）														
	河越館跡整備検討委員会	改選	改選	改選	改選	改選	改選		※整備終了後の存続・位置づけは未定							
	文化庁・埼玉県								整備に際する助言・指導							

第 11-2 表 進捗管理チェックリスト

区分	観察項目	観察時期（概ね3年ごと）				
		2027	2030	2033	2036	2039
保存 管理	史跡指定地内の遺構・遺物は確実に保護されているか	○	○	○	○	○
	災害等に対する対応は迅速にできているか	○	○	○	○	○
	史跡境界の適切な管理ができていないか	○	○	○	○	○
	適切な植栽管理ができていないか	○	○	○	○	○
	ナラ枯れ等の虫害への対応ができていないか	○	○	○	○	○
	大木や古木等、危険樹木の把握と対策はとれているか	○	○	○	○	○
	復元遺構について、適切に維持管理できているか	○	○	○	○	○
	園内の施設・設備について、適切に維持管理できているか	○	○	○	○	○
	常楽寺境内地について、適切に管理できているか	○	○	○	○	○
活用	河越館跡の歴史をわかりやすく伝えるための取組を行っているか	○	○	○	○	○
	整備後の環境を生かした活用事業を実施しているか	—	—	○	○	○
	河越館跡の効果的な情報発信を行っているか	○	○	○	○	○
調査 研究	整備につながる情報収集を行っているか	○	—	—	—	—
	史跡の活用につながる調査研究を行っているか	○	○	○	○	○
整備	保存活用計画に基づいて事業が実施されているか	○	○	○	○	○
	保存活用計画の見直しは実施されているか（概ね10年ごと）	—	—	○	—	—
	老朽化・破損した施設・設備について具体的に取組んでいるか	○	○	○	○	○
	整備基本計画に基づいた整備が実施されているか	—	○	○	○	○
	活用拠点施設の検討を行っているか	○	○	○	○	○
	整備報告書が刊行されているか	—	—	○	—	—
運営 体制	整備後の史跡公園の管理体制について、具体的な検討を行っているか	○	○	○	○	○
	市民参画やサポーターの育成・活用を図っているか	○	○	○	○	○
	史跡の保存・管理に必要な人員、予算は確保されているか	○	○	○	○	○

○：チェック対象 —：チェック対象外